

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 4 0
提出年月日	2 0 2 2 年 1 1 月 2 日

女川原子力発電所 2 号炉

設工認で抽出された運用内容整理

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2 0 2 2 年 1 1 月
東北電力株式会社

女川原子力発電所 2号炉

設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

目次

1. 本資料の構成について……………	4
2. 運用要求事項の抽出方法およびその結果について……………	4
3. 「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」 フォーマットの説明……………	6
別添1 「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」 ……	7
別添2 「保安規定および下部規定の変更を伴わない運用要求」 ……	60

基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理

1. 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。

2. 運用要求事項の抽出方法およびその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び説明書をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

(1) 運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び説明書における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

Step1^{*1}：基本設計方針について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に規定する「様式－8」^{*2}にて逐条的に整理された基本設計方針を要求種別「運用要求」「機能要求」「設置要求」「評価要求」「定義」「冒頭宣言」に分類し、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

Step2^{*1}：Step1 にて抽出の対象とならなかった、要目表および説明書において「保安規定に定める」「管理する」「運用する」と記載され、かつ設計所管が運用と定める事項であると判断した箇所の抽出を行う。

Step3：今回の変更（補正含む）申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更（補正含む）申請の前後で、保安規定および下部規定の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

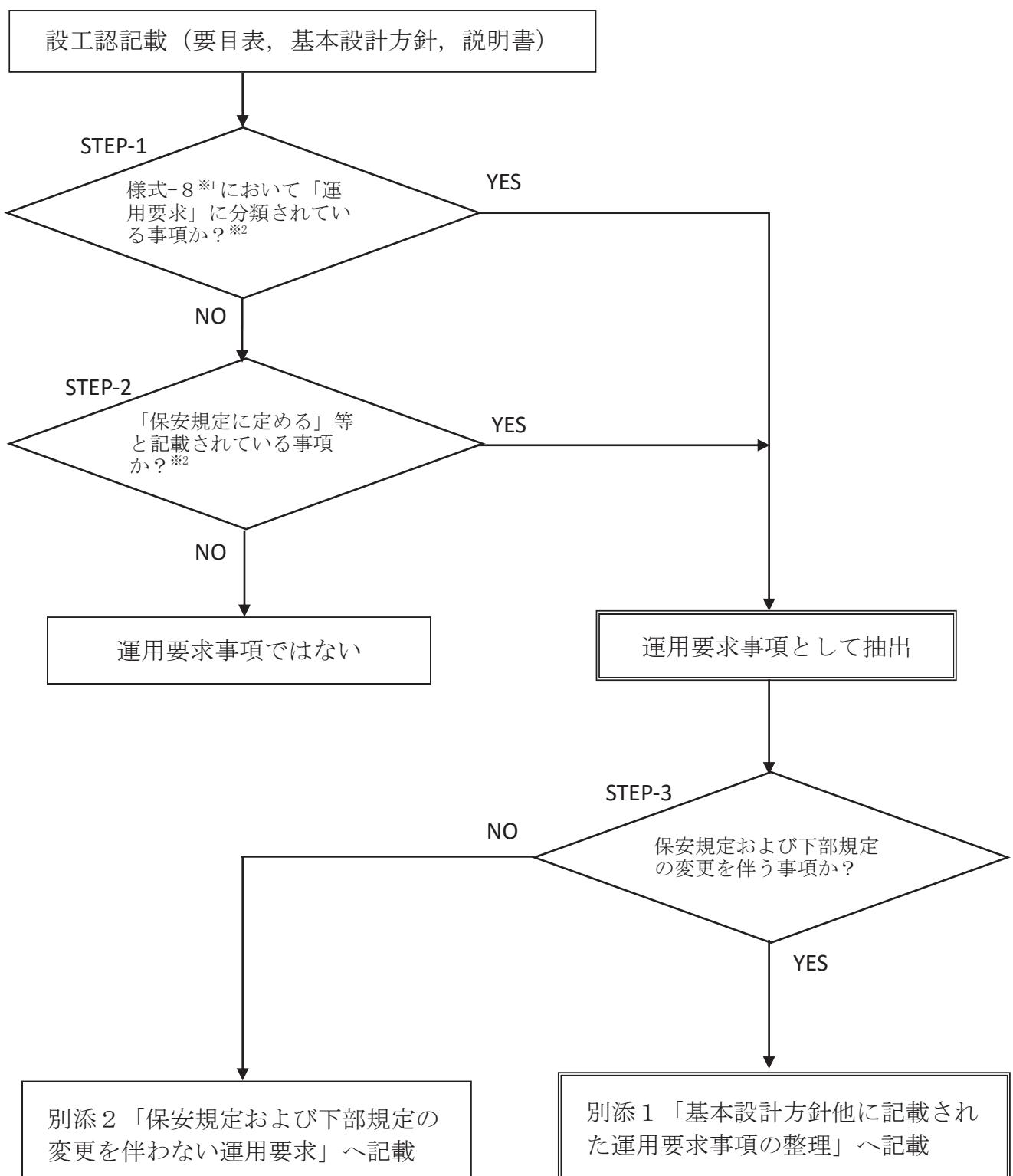
※1 運用としての変更の有無に関わらず抽出

※2 様式－8：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、下部規定への具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」および別添2「保安規定および下部規定の変更を伴わない運用要求」にまとめた。

図1 運用要求事項抽出フロー



※1 様式-8：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧

※2 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

3. 「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」 フォーマットの説明

項目	記載内容
基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>青字（青下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について保安規定および関連する社内規定文書に記載すべき内容を明確にする。 ○ 「<u>緑字（緑下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について関連する社内規定文書に記載すべき内容を明確にする。 ○ 「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。 ○ 「施設区分」にて設計及び工事計画認可申請書における「施設区分」を示す。
説明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>青字（青下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について保安規定および関連する社内規定文書に記載すべき内容を明確にする。 ○ 「<u>緑字（緑下線）</u>」により、定めるべき運用事項の内容について関連する社内規定文書に記載すべき内容を明確にする。 ○ 説明書番号にて設計及び工事計画認可申請書（説明書）における説明書番号を示す。
保安規定（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>黒字（黒下線）</u>」により、設計及び工事計画認可申請書（基本設計方針・説明書）に定義した「保安規定」に定めるべき内容に対応した記載を示す。
保安規定（備考）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保安規定（内容）」の補足説明を記載する。
社内規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書名（二次文書・三次文書）を記載する。
社内規定における具体的記載案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社内規定における具体的記載案を記載する。

三

No	様式文書 施設区分	基本設計方針	説明書記載	説明書	内規実態	
					規制基準	内容
6	第1条 第2条 (火災)	第2章 備別項目 1. 火災発生防止 2. 災害警報 3. 灾害警報の発信方法	4. 水災の発生防止 5. 手帳の発行	1. 火災の発生防止 2. 灾害警報の発信方法	添付1-1-7 S 運転業務要領 S 運転業務要領	[火災防災計画(要領書)] ・発電機等のガス供給装置は、水素消費量を管理する。
7	第1条 第2条 (火災)	第2章 備別項目 1. 火災発生防止 2. 灾害警報 3. 灾害警報の発信方法	4. 水災の発生防止 5. 手帳の発行	1. 火災の発生防止 2. 灾害警報の発信方法	添付1-1-7 S 運転業務要領 S 運転業務要領	[火災防災計画(要領書)] ・常時、専門外に保管し、ボンベ使用時のため必要量を測定に持ち込む。 ・以下に示す火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管し、ボンベ使用時に持つこと。 ・気体連携施設系設備は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。
8	第1条 第2条 (火災)	第2章 備別項目 1. 火災発生防止 2. 灾害警報 3. 灾害警報の発信方法	4. 水災の発生防止 5. 手帳の発行	1. 火災の発生防止 2. 灾害警報の発信方法	添付1-1-7 S 運転業務要領 S 運転業務要領	[火災防災計画(要領書)] ・常時、専門外に保管し、ボンベ使用時に持つこと。 ・以下に示す火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・気体連携施設系設備は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。
9	第1条 第2条 (火災)	第2章 備別項目 1. 火災発生防止 2. 灾害警報 3. 灾害警報の発信方法	4. 水災の発生防止 5. 手帳の発行	1. 火災の発生防止 2. 灾害警報の発信方法	添付1-1-7 S 運転業務要領 S 運転業務要領	[火災防災計画(要領書)] ・常時、専門外に保管し、ボンベ使用時に持つこと。 ・以下に示す火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・気体連携施設系設備は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。
0	第1条 第2条 (火災)	第2章 備別項目 1. 火災発生防止 2. 灾害警報 3. 灾害警報の発信方法	4. 水災の発生防止 5. 手帳の発行	1. 火災の発生防止 2. 灾害警報の発信方法	添付1-1-7 S 運転業務要領 S 運転業務要領	[火災防災計画(要領書)] ・常時、専門外に保管し、ボンベ使用時に持つこと。 ・以下に示す火災警報モニタ等は、常時、専門外に保管する。 ・気体連携施設系設備は、常時、専門外に保管する。
1	第1条 第2条 (火災)	第2章 備別項目 1. 火災発生防止 2. 灾害警報 3. 灾害警報の発信方法	4. 水災の発生防止 5. 手帳の発行	1. 火災の発生防止 2. 灾害警報の発信方法	添付1-1-7 S 運転業務要領 S 運転業務要領	[火災防災計画(要領書)] ・放射性物質を扱うために、オゾンガス供給装置及び濃縮装置は、固体燃焼物として処理を行うための間、閉鎖された金属製の箱又はシールで保管する。 ・放射性物質を扱うために、ガラス・アルミニウム製の容器とともに、ドーム型の面、保管する。 ・放射性物質を扱うために、ゴム製の容器とともに、ドーム型の面、保管する。

「事項の整理」

No	様式文書 施設区分	基準設計方針	説明書記載		説明書 備考	保安規定	内規実業
			説明書	説明書			
2	第2章 滲水防護施設	基本設計方針	2. 基本設計項目 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	2. 内部溢水 2.4 手用工具の準備 2.5 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.6 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.7 水没時の機器の運転停止	余文書号 添付1-2 S. 運転業務要領 書(新規)	余文書号 添付1-1 S. 運転業務要領 書(新規)	三次文書 内規実業手帳 書(新規)
3	第12章 (溢水)	基準設計方針	第2章 滲水防護施設 2. 基本設計項目 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	2. 滲水等による機器遮断の基本方針 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	添付1-1-1 S. 運転業務要領 書(新規)	添付1-1-2 S. 運転業務要領 書(新規)	二次文書 内規実業 書(新規)
4	第12章 (溢水)	基準設計方針	第2章 滲水防護施設 2. 基本設計項目 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	2. 滲水等による機器遮断の基本方針 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	添付1-1-1 S. 運転業務要領 書(新規)	添付1-1-2 S. 運転業務要領 書(新規)	二次文書 内規実業 書(新規)
5	第12章 (溢水)	基準設計方針	第2章 滲水防護施設 2. 基本設計項目 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	2. 滲水等による機器遮断の基本方針 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	添付1-1-1 S. 運転業務要領 書(新規)	添付1-1-2 S. 運転業務要領 書(新規)	二次文書 内規実業 書(新規)
6	第12章 (溢水)	基準設計方針	第2章 滲水防護施設 2. 基本設計項目 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	2. 滲水等による機器遮断の基本方針 2.1 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.2 防護施設内における漏水等による機器の防止 2.3 水没時の機器の運転停止	添付1-1-1 S. 運転業務要領 書(新規)	添付1-1-2 S. 運転業務要領 書(新規)	二次文書 内規実業 書(新規)
7							

枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。

は囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

別添2 「保安規定および下部規定の変更を伴わない運用要求」

別添2 「保安規定および下部規定の変更を伴わない運用要求」

